

# 7月11日(土) 記念講演会

15:00開場 15:30開演

## 世界に置き去りにされる日本の女たち — 活かされていない男女共同参画社会基本法 —

●講師 **橋本ヒロ子さん**  
(十文字学園女子大学教授)

●ところ **さいたま市民会館  
うらわ 7F**

●参加費 **500円**



●はしもと ひろこ 十文字学園女子大学社会情報学部コミュニケーション教授/担当科目: 国際協力論、ジェンダーと開発、女性情報論/研究分野: 男女平等政策、女性情報/1982年カリフォルニア大学バークレー校情報図書館学修士課程修了/1986年国立婦人教育会館情報交流課長/1991年国連アジア太平洋経済社会委員会開発と女性課社会問題担当官、外務省 ODE 評価委員

世界ではクォータ制(割り当て制)を導入する国が広がっています。ノルウェーでは、08年から法律によって、会社の取締役まで女性が4割を占めなければならないことになっています。インドの初の女性大統領プラティバ・パティルは、国会と州議会の3分の1を女性に、すべての市町村議会の半数を女性にする制度を盛り込んだ大胆な新法を提案。賛成多数で可決する見込みです。

このように、性差別をなくすための積極的な取り組みが各国で行われ、世界的な流れになってきているというのに、世界経済フォーラムが発表した2008年ジェンダーギャップ指数(男女平等の度合いを指数化したもの)で日本は07年の128カ国中91位からまたも後退して、130カ国中98位という結果です。日本の女たちは、このまま世界に置き去りにされてしまうのでしょうか。埼玉でも男女共同参画推進条例が全国に先駆けて2000年に施行されましたが、現在でも、日々の暮らしに定着しているとはとても言えない状況です。

そこで、数々の国際会議に参加し、ジェンダー問題における国際比較等の研究もされ、埼玉県男女共同参画推進条例策定にも携わった十文字学園女子大学の橋本ヒロ子さんにお話をうかがい、法律、条例は制定されても活かされていない日本の現状に、市民の立場からいかにして挑んでいくのか、考えていきたいと思います。男性の参加も期待しております。

### 【さいたま市民会館うらわ】案内図

